

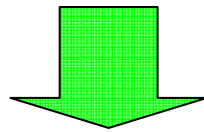
労働委員会の目指す姿・ 果たすべき役割

～ 集团的労使紛争・個別労働関係
紛争の解決にあたって～

労働委員会事務局

労働委員会の紛争処理の特質・ 目指す姿

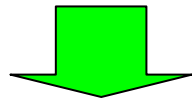
- 裁判外紛争処理機関の専門性
簡易・迅速性・公平性・柔軟性
- 公益委員・労働者委員・使用者委員による三者構成



- 地域や労使関係の実情に応じた紛争処理
- 公労使の三者構成を活かした安定的労使関係の構築、労使関係秩序の形成
- 労使紛争の未然防止、予防機能の充実・強化

労働委員会を取り巻く状況の変化

- **産業・就業構造の変化**
経済のサービス化、雇用形態の多様化
- **労務管理の個別化**
長期雇用・年功賃金制度から能力主義・成果型賃金制度へ
- **労働組合の組織率の低下**
非定型雇用者の増大



- **労使紛争事案の複雑化**
複数組合間の差別問題、賃金差別事件
- **労使紛争の集団化から個別化へのシフト**
合同労組、駆込み訴え事件の増加

労働委員会の今後の課題

不当労働行為審査

裁判外紛争処理機関として将来の労使関係を見据えた柔軟・的確・迅速な対応

- ・和解を含めた迅速な対応
- ・柔軟な救済措置、教示的な救済命令の検討等

不当労働行為審査手続制度の改善(平成17年)

(1) 迅速化

- ・計画的な審査手続の導入
- ・審査の目標期間の設定(10箇月)

従来 of 平均処理期間は約1年1箇月

(2) 的確化

- ・労働委員会の権限の強化
- 証人等の出頭命令、和解の権限・効力等規定の整備

労働委員会の今後の課題

集团的労使紛争調整

- ・個別権利型紛争事案への対応
- ・労使関係の変更に伴う紛争への対応
 - 独立行政法人化、指定管理者制度の導入等
 - 相談・助言機能の強化

労働委員会の今後の課題

個別労働関係紛争

複線的相談・紛争解決システムの連携強化・情報提供

【対応】

- ・個別労働関係紛争あっせんの開始（平成14年度～）
- ・労働委員会による相談の開始（平成17年度～）
労働相談会の開催（年2回、計6箇所）

紛争等処理機関

- ・県 …… 労働委員会の相談、あっせん、
中小企業労働相談所（みなくる）の相談
- ・国 …… 労働局の助言・あっせん
- ・裁判所 …… 労働審判制度

労働委員会の今後の課題(目標)

県民への周知

県政だより、新聞、相談会等の実施による広報

紛争の未然防止、予防機能の充実・強化

相談機能の強化、高校生等への労働教育研修等の取組み

紛争解決率の向上

専門的知識・能力の向上、経験の蓄積、紛争事案の類型化等